

## 1 秋川市・五日市町合併協議会設置議案

## 秋川市議会（平成6年第3回9月定例会）

議案第58号

秋川市・五日市町合併協議会の設置について

上記の議案を提出する。

平成6年9月16日

提出者 秋川市長 白井 孝

提案理由

秋川市・五日市町合併建設計画の作成、その他秋川市及び五日市町の合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）第12条第1項の規定に基づき、秋川市及び五日市町をもって別紙のとおり規約を定め秋川市・五日市町合併協議会を設置することについて議会の議決を求める。

「別紙省略」

提案理由説明

議案58号秋川市・五日市町合併協議会の設置についてご説明申し上げます。本議案につきましては、秋川市と五日市町との合併について、平成4年4月に秋川市・五日市町合併促進協議会を設置し、行財政関連の調査、合併後の将来構想の策定、住民説明会の活動を行ってきたところであります。

特に、住民説明会終了後に実施いたしました合併に関する住民意識調査では賛成が反対を大きく上回り、合併に対する住民の皆さんのご理解は得られたものと確信いたしました。

そこで、この結果は、去る9月13日に開催されました議会全員協議会の場でもご報告申し上げたわけですが、その時多くの議員の皆さんからご支持が得られました。これに加え、合併促進協議会委員長の村野議員さんから法定協議会を設置すべきとのご意見をいただきました。

したがって、これを参考に五日市町と協議をした結果、合併について具体的な協議を行う合併協議会を設置することといたしましたので、本案を提案するものであります。

## 五日市町議会（平成6年第3回9月定例会）

### 議案第71号

秋川市・五日市町合併協議会の設置について

上記の議案を提出する。

平成6年9月27日

提出者 五日市町長 田 中 雅 夫

### 提案理由

秋川市・五日市町合併建設計画の作成、その他五日市町及び秋川市の合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第12条第1項の規定に基づき、五日市町及び秋川市をもって別紙のとおり規約を定め、秋川市・五日市町合併協議会を設置することについて議会の議決を求めするため、本案を提出する。

「別紙省略」

### 提案理由説明

議案第71号 秋川市・五日市町合併協議会の設置についてご説明いたします。

五日市町と秋川市の合併協議については、平成4年4月から任意の合併促進協議会を設置し、合併についての調査研究、住民説明会等を行ってきたところであります。

去る9月13日に開催された、議会全員協議会におきまして、住民意識調査の結果をご報告し、多くの議員の皆様から、地方自治法第252条の2第1項、及び、市町村の合併の特例に関する法律第12条第1項に基づく法定協議会を、早期に設置すべきとのご意見をいただき、秋川市と協議の結果、本日ここに「合併協議会」を設置することをご提案するものであります。

## 2 住民の直接請求による議案

### 秋川市議会（平成6年第1回臨時会）

#### 議案第60号

秋川市と五日市町と合併することについての可否を住民投票に付するための条例

上記の議案を提出する。

平成6年11月17日

提出者 秋川市長 白井 孝

#### 提案理由

平成6年10月28日、秋川市条例制定請求代表者坂本久美ほか6名から地方自治法第74条第1項の規定により「秋川市が五日市町と合併することについての可否を住民投票に付するための条例」制定請求があったので、同条第3項の規定により本案を提出する。

秋川市が五日市町と合併することについての可否を住民投票に付するための条例

#### （目的）

第1条 この条例は、秋川市が五日市町と合併する場合、その合併の可否について市民の意思を確認するための住民投票（以下「住民投票」という。）を行うことを目的とする。

#### （住民投票の実施）

第2条 市長は、この条例の施行後、秋川市と五日市町が合併の手続きを進めるにあたっては、あらかじめ合併に関する賛否について、秋川市に在住する市民が直接投票する方法をもって意思を表明する機会を設けなければならない。

2 市長は、投票日の期日（以下「投票日」という。）を定めたときは、投票日の20日前までにこれを告示しなければならない。

#### （投票資格者）

第3条 前条の住民投票を行うことができる者（以下「投票資格者」という。）は、秋川市議会議員及び秋川市長の選挙権を有するもので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、選挙人名簿に登録されているものとする。

#### （投票の方法）

第4条 投票の方法は、市長が定める投票用紙に、合併に賛成するときには投票用紙の賛成欄に「○」、合併に反対するときには投票用紙の反対欄に「○」の記号を記載するものとする。ただし、「○」の記号を投票用紙の所定の欄に記載しなかったもの、他事を記載したものなど無効の判定は公職選挙法を準用するものとする。

(住民投票結果の告示)

第5条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、これをすみやかに告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

(住民投票結果の尊重義務)

第6条 市長は、第2条に定める住民投票の結果、有効投票数の過半数を越えた合併に対する賛成または反対の市民の意思を尊重しなければならない。

(運用の公正)

第7条 住民投票に関する必要な事務は、この条例に定めるもののほか、秋川市選挙執行規程を準用するものとする。

(資料の提供)

第8条 市長は、投票資格者に対し、合併に関する資料を公表するなど、投票資格者がその意思を適切に表明できるよう援助しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

- 1、この条例は、公布の日から施行する。
- 2、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

#### 市長意見

秋川市が五日市町と合併することについての可否を住民投票に付するための条例についての意見

本条例については、次の理由により制定する必要はないものとする。

市町村の合併は、市長村長の署名及び市町村議会の議決の後、都道府県知事が都道府県議会の議決を経て定めるものである。その他法律上定められた要件はなく、現行法上、合併するか否かは市長村長及び市町村議会の自主的判断に委ねられている。

そもそも合併とは、地域の未来を長期的視野に立って見据えなければならぬため、極めて高度の政治性、専門性を有し、住民投票よりも、法的に認められた権限を有する議会が判断するのが妥当と考えている。

もとより合併は、住民の理解が不可欠であることは論をまたないが、先頃実施した合併に関する住民意識調査では、「合併に賛成」が44.2%、「合併に反対」が16.3%と、賛成が反対を大きく上回る結果となった。また、合併の是非をめぐる住民間の対立や面だった反対運動は見受けられない。このような状況を考慮すると、五日市町との合併については、市民の指示が得られているものと考えられるので、住民投票でその是非を問う必要性はないといえる。

## 五日市町議会（平成6年第1回臨時会）

### 議案第72号

五日市町と秋川市と合併することについての可否を町民投票に付するための条例

上記の議案を提出する。

平成6年11月24日

提出者 五日市町長 田 中 雅 夫

### 提案理由

平成6年11月7日、五日市町条例制定請求者 二宮和比古他4名から、地方自治法第74条第1項の規定により、「五日市町が秋川市と合併することについての可否を町民投票に付するための条例」制定請求があったので、同条第3項の規定により本案を提出する。

五日市町が秋川市と合併することについての可否を町民投票に付するための条例

（目的）

第1条 この条例は、五日市町が合併しようとする場合、その合併の可否について町民の意思を確認するための町民投票（以下「町民投票」という。）を行なうことを目的とする。

（町民投票の実施）

第2条 町長は、この条例の施行後、五日市町と秋川市が合併の手続きを進めるにあたっては、あらかじめ合併に関する賛否について五日市町に在住する町民が直接投票をする方法をもって意思を表明する機会を設けなければならない。

2 町長は、投票日の期日（以下「投票日」という。）を定めたときは、投票日の20日まえまでにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第3条 前条の町民投票ができる者（以下「投票資格者」という。）は、五日市町議会議員及び五日市町長の選挙権を有する者で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において、選挙人名簿に登録されているものとする。

（投票の方法）

第4条 投票の方法は町長の定める投票用紙に、合併に賛成するときには投票用紙の賛成欄に「○」、合併に反対するときには投票用紙の反対欄に「○」の記号を記載するものとする。ただし、「○」の記号を投票用紙の所定の欄に記載しなかったもの、他事を記載したものなどの無効の判定は公職選挙法を準用するものとする。

(町民投票結果の告示)

第5条 町長は、住民投票の結果が判明したときは、これをすみやかに告示するとともに町議会議長に通知しなければならない。

(町民投票の結果の尊重義務)

第6条 町長は、第2条に定める町民投票の結果、有効投票数の過半数を越えた合併に対する賛成又は反対の町民の意思を尊重しなければならない。

(運用の公正)

第7条 町民投票に関する必要な事務は、この条例に定めるもののほか、五日市町選挙執行規程を準用するものとする。

(資料の提供)

第8条 町長は、投票資格者に対し、合併に関する資料を公表するなど、投票資格者がその意思を適切に表明できるよう援助しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

町長意見

五日市町が秋川市と合併することについての可否を住民投票に付するための条例についての意見

本条例については、次の理由により制定する必要はないものとする。

市町村の合併は、市長村長の署名及び市町村議会の議決の後、都道府県知事が都道府県議会の議決を経て定めるものである。そのほか法律上定められた要件はなく、現行法上、合併するか否かは、市長村長及び市町村議会の自主的判断に委ねられている。

町では、去る5月から6月にかけて、秋川市との合併に係る将来構想の地区説明会を14会場で、団体への説明会等を7会場で実施してきた。また、その後実施した合併に関する住民意識調査では、「合併賛成」が「合併反対」を上回る結果となり、現在、合併の是非をめぐって町民の間には対立や反対運動は起こっていない。このような状況を考慮すると、秋川市との合併については、町民の支持が得られているものと考えられ、町民投票でその是非を問う必要はないといえる。

さらに合併とは、過去から未来を長期的視野に立って見据えなければならぬため、極めて高度の政治性、専門性を有し、町民投票よりも、法的に認められた権限を有する議会が判断すべきであるとする。

### 3 早期合併を求める陳情

#### 秋川市と五日市町との早期合併を求める陳情

住 所 東京都秋川市二宮320番地  
陳情者 電話番号 0425(59)3281  
名 称 秋川市と五日市町の合併を促進する秋川市民の会  
代表者名 会長 石川昌宏 外16,989名  
平成6年11月15日

秋川市議会議長 河野 猛 殿

#### 陳情の趣旨

秋川流域4市町村合併の先駆けとして秋川市と五日市町の合併について促進していることは、心から敬意を表するものであります。

「秋川市と五日市町の合併を促進する秋川市民の会」は、五日市町との一日も早い合併の実現を願うものであり、その動きが秋川流域4市町村の合併を更に早めるものであると考えます。

秋川市、五日市町を取りまく課題としても、圏央道や秋留台地域総合整備計画などの開発と緑の保全の適正な誘導、高齢化社会の到来や地方分権の動きなどに対応した財政基盤や自治能力の強化など数多くの課題が山積しています。合併によりこれらの課題を解決し、地域の活性化を図り、21世紀に向けて力を合わせ、より広域的観点に立った夢と誇りのもてる理想都市作りが必要であると考えます。

市議会におかれましても、趣旨をご理解のうえ、決議下さるよう署名簿を添えて陳情いたします。

#### 記

1. 秋川市議会において、五日市町との早期合併についての決議を行うこと。

五日市町と秋川市との早期合併を求める陳情

住 所 東京都五日市町五日市148番地  
陳情者 電話番号 0425(96)1533  
名 称 五日市町と秋川市の合併を促進する五日市町民の会  
代表者名 会長 井上正次 外7,678名

平成7年1月6日

五日市町議会議長 井上 裕 殿

陳情書

五日市町と秋川市との早期合併を求める陳情書の趣旨

秋川流域4市町村合併の先駆けとして、五日市町と秋川市の合併について促進していることは、心から敬意を表するものであります。

五日市町と秋川市の合併を促進する五日市町民の会は、秋川市との一日も早い合併の実現を願うものであり、この動きが秋川流域4市町村の合併を更に早めるものであると考えます。

五日市町と秋川市を取りまく課題は、圏央道や秋留台地域総合整備計画の開発と、緑の保全の調和を前提にこれから迎えるところの高齢化社会の到来や地方分権の動きなどに対応した財政基盤や自治能力の強化が要求されて参ります。

合併により、これからの山積みされた課題を解決し、21世紀に向けてより広域的観点に立って、新しい市制による理想都市作りが必要であり、五日市町もその大きな視野で、地域の活性化に邁進したいと考えています。

町議会において、この趣旨をご理解のうえ決議下さるよう署名簿を添えて陳情いたします。

記

1. 五日市町議会において、秋川市との早期合併についての決議を行うこと。



#### 4 合併を早期実現する決議

##### 秋川市議会（平成6年第1回臨時会）

議員提出議案第6-9号

五日市町との合併を早期実現する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成6年11月17日

秋川市議会議長 河野 猛 殿

提出者	秋川市議会議員	岸野康男
賛成者	〃	高木源一
	〃	工藤隆治

五日市町との合併を早期実現する決議

昭和47年、秋川市の市制施行時に「秋川流域は一体である」として、流域4市町村の合併促進について協約書が交わされ、「合併促進協議会」を組織し協議を続けてきた。しかし、20数年を経過しても進展がみられなかった。

その間に社会情勢は激変し、市町村を取り巻く情勢も大きく変化してきた。とりわけ、圏央道や秋留台地総合整備計画などの開発に伴う緑の保全、高齢化社会の到来、地方分権の動きなどの課題に対応するため、財政基盤や自治能力の強化が求められている。

秋川流域4市町村の合併の先駆けとして、平成4年に「秋川市・五日市町合併促進協議会」が、本年9月には法に定められた「秋川市・五日市町合併協議会」が設置され、2市町の合併に向け協議がされている。

しかしながら、両市町の合併には、まだ幾多の協議、決定をみなければならない事項が数多く残されている。

市町村を取り巻く情勢は、刻々と変化するものであり、1日も早い合併が住民福祉の増進につながるものと確信し、五日市町との合併を早期実現に邁進する。

以上決議する。

平成6年11月17日

東京都秋川市議会

## 五日市町議会（平成6年第1回臨時会）

### 追加日程第1

#### 秋川市との合併を早期実現する決議

提出者 五日市町議会議員 立川 勝 好

#### 秋川市との合併を早期実現する決議

昭和47年、秋川市の市制施行時に「秋川流域は一体である」として、流域4市町村の合併促進について協約書が交わされ、「合併促進協議会」を組織し協議を続けてきた。しかし、20数年を経過しても進展がみられなかった。

その間に社会情勢は激変し、市町村を取り巻く情勢も大きく変化してきた。とりわけ、圏央道や秋留台地域総合整備計画などの開発に伴う緑の保全、高齢化社会の到来、地方分権の動きなどの課題に対応するため、財政基盤や自治能力の強化が求められている。

秋川流域4市町村の合併の先駆けとして、平成4年に「秋川市・五日市町合併促進協議会」が、本年9月には法に定められた「秋川市・五日市町合併協議会」が設置され、2市町の合併に向け協議がされている。

しかしながら、両市町の合併には、まだ幾多の協議、決定をみなければならない事項が数多く残されている。

市町村を取り巻く情勢は、刻々と変化するものであり、1日も早い合併が住民福祉の増進につながるものと確信し、秋川市との合併を早期実現に邁進する。

以上、決議する。

平成6年11月24日

東京都西多摩郡五日市町議会

## 5 秋川市と五日市町の廃置分合議案等

### 秋川市議会（平成7年第2回臨時会）

議案第29号

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合について

上記の議案を提出する。

平成7年5月22日

提出者 秋川市長 白井 孝

#### 提案理由

平成7年9月1日秋川市及び西多摩郡五日市町が合併するため、所要の手續をする必要がある。

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することを東京都知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

#### 提案理由説明

上程されました議案第29号秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、去る5月16日、合併協議会の調印が行われたことに伴い、平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃止し、その区域をもって「あきる野市」を設置することを、東京都知事に申請することについて、地方自治法の定めに基づき議会の議決を求めるものでございます。

本日、ご承認をいただきますと、早速、明日、午後2時40分に申請書提出のため青島知事に会う日程が決まっております。そして、都議会議長には3時15分お願いに行くことになっております。よろしくご審議をいただきましてご承認をいただきますようお願いをいたします。

議案第30号

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成7年5月22日

提出者 秋川市長 白井 孝

提案理由

平成7年9月1日秋川市及び西多摩郡五日市町が合併することに伴う財産処分についてその財産を「あきる野市」に帰属させる必要がある。

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することに伴う財産処分を地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり西多摩郡五日市町と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 秋川市の財産は、すべて「あきる野市」に帰属させる。
- 2 西多摩郡五日市町の財産は、すべて「あきる野市」に帰属させる。

平成7年5月22日

秋川市長 白井 孝

五日市町長 田中 雅夫

提案理由説明

議案第30号秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について説明申し上げます。

本議案につきましては、本年9月1日に秋川市と五日市町が合併することに伴い、秋川市及び五日市町のすべての財産を、「あきる野市」に帰属させるための財産処分に関する協議を、別紙のとおり定めることについて、地方自治法の定めに基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第31号

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成7年5月22日

提出者 秋川市長 白井 孝

提案理由

平成7年9月1日秋川市及び西多摩郡五日市町が合併することに伴い、議会の議員及び農業委員会の委員について所要の手續をする必要がある。

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を、別紙のとおり五日市町と協議のうえ、定めることについて、同法第7条第4項において準用する同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することに伴う、秋川市及び西多摩郡五日市町の議会の議員の在任及び農業委員会委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

秋川市及び西多摩郡五日市町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年10月間、引き続き「あきる野市」の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期

「あきる野市」に一つの農業委員会を置き、秋川市及び西多摩郡五日市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き「あきる野市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成7年5月22日

秋川市長 白井 孝  
五日市町長 田中 雅夫

提案理由説明

上程されました議案第31号の説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年9月1日に秋川市と五日市町が合併することに伴い、議会議員の在任及び農業委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、経過措置を別紙のとおり五日市町と協議のうえ定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議会議員は、合併後1年10ヶ月間、引き続き「あきる野市」の議員として在任するものであります。

また、農業委員会の委員については、「あきる野市」に一つの農業委員会を置き、選挙による委員は、合併後1年間、引き続き「あきる野市」の農業委員会の選挙による委員として在任するものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

## 五日市町議会（平成7年第2回臨時会）

### 議案第27号

西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合について

上記の議案を提出する。

平成7年5月22日

提出者 五日市町長 田 中 雅 夫

### 提案理由

平成7年9月1日西多摩郡五日市町及び秋川市が合併するため、所要の手続をする必要がある。

西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成7年9月1日から西多摩郡五日市町及び秋川市を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することを東京都知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

### 提案理由説明

去る平成7年4月23日執行の町長選挙におきましては、町民各位を初め、各方面の温かいご支援により、三たび当選の栄に浴し、引き続き町政を担当することになりました。この上は、清新の心をもって、秋川流域一体の発展と地域住民の福祉の増進のために精一杯の努力をいたす所存でございます。

何とぞ今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。さて、本日ここに平成7年第2回五日市町議会臨時会が開催され、議員の皆様には、全員のご出席をいただき、主に合併に関する諸議案をご審議いただきますことは、大変ありがたく感謝申し上げる次第であります。

また、傍聴席の方には、いつも町政に関心をお寄せいただき、本日はお運びいただきまして心から感謝申し上げます。どうか今後とも町政へのご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま上程されました議案第27号でございますが、西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合について、ご説明いたします。

五日市町と秋川市の合併につきましては、合併協議会において新市建設計画その他合併に関する協議が調い、去る4月12日に東京都知事に内協議をしておりましたところ、異議のない旨の回答を得ましたので、5月16日、合併協議会委員の立ち会いの下で、両首長が22項目にわたる合併協定書に調印いたしましたところでございます。

この合併協定に基づき、本日議会のご承認をいただき、東京都知事に申請しようとするものであります。

本案は、地方自治法第7条第1項の規定に基づきまして、本年9月1日から五日市町及び秋川市を廃しまして、その区域をもって「あきる野市」を設置することを、東京都知事に申請することについて、地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第28号

西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合に伴う財産処分に関する  
協議について

上記の議案を提出する。

平成7年5月22日

提出者 五日市町長 田 中 雅 夫

提案理由

平成7年9月1日西多摩郡五日市町及び秋川市が合併することに伴う財産処分について、その財産を「あきる野市」に帰属させる必要がある。

西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合に伴う財産処分に関する  
協議について

平成7年9月1日から西多摩郡五日市町及び秋川市を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することに伴う財産処分を地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり秋川市と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

協議書省略

提案理由説明

ただいま上程されました議案第28号でございますが、西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、ご説明いたします。

本案は、本年9月1日に、五日市町及び秋川市が合併することに伴いまして、五日市町及び秋川市のすべての財産を「あきる野市」に帰属させるための財産処分を、地方自治法第7条第4項の規定により、別紙のとおり秋川市と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第29号

西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成7年5月22日

提出者 五日市町長 田中雅夫

提案理由

平成7年9月1日西多摩郡五日市町及び秋川市が合併することに伴い、議会の議員及び農業委員会の委員について所要の手續をする必要がある。

西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成7年9月1日から西多摩郡五日市町及び秋川市を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を、別紙のとおり秋川市と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項において準用する同法第6条第8項及び第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

協議書省略

提案理由説明

ただいま上程されました議案第29号でございますが、西多摩郡五日市町及び秋川市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、ご説明いたします。

本案は、本年9月1日に、五日市町及び秋川市が合併することに伴いまして、議会の議員の在任及び農業委員会委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律に基づく経過措置を別紙のとおり秋川市と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

別紙協議書ですが、議会の議員は、合併後1年10ヶ月間、したがって平成9年6月末日まで引き続き「あきる野市」の議員として在任するものであります。

また、農業委員会の委員については、「あきる野市」に一つの農業委員会を置き、五日市町及び秋川市の選挙による委員であった者は、合併後1年間、したがって平成8年の8月末日まで引き続き「あきる野市」の農業委員会の選挙による委員として在任するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。



## 6 一部事務組合等の脱退関係議案

一部事務組合等の脱退関係議案は、同様の内容であるので秋川市のものを掲載する。  
なお、五日市町は8月28日に承認または議決された。

専決第 5号

専決処分した東京都市町村総合事務組合からの脱退についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年8月16日

提出者 秋川市長 白井 孝

### 専 決 処 分 書

東京都市町村総合事務組合からの脱退について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年8月8日

提出者 秋川市長 白井 孝

### 記

東京都市町村総合事務組合からの脱退について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成7年8月31日限り、東京都市町村総合事務組合から脱退する。

-----\*-----\*

- 専決第 6号 専決処分した東京都市町村職員退職手当組合からの脱退についての報告及び承認について [省 略]
- 専決第 7号 専決処分した東京都市町村議会議員公務災害補償等組合からの脱退についての報告及び承認について [省 略]
- 専決第 8号 専決処分した西多摩農業共済事務組合からの脱退についての報告及び承認について [省 略]
- 専決第 9号 専決処分した阿伎留病院組合からの脱退についての報告及び承認について [省 略]

専決第10号 専決処分した秋川衛生組合からの脱退についての報告及び承認について  
[省略]

専決第11号 専決処分した西秋川衛生組合からの脱退についての報告及び承認について  
[省略]

専決第12号 専決処分した秋川流域斎場組合からの脱退についての報告及び承認について  
[省略]

専決第13号 専決処分した東京都三市収益事業組合からの脱退についての報告及び承認  
について  
[省略]

専決第14号

専決処分した東京都市町村公平委員会からの脱退についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年8月16日

提出者 秋川市長 白井 孝

#### 専 決 処 分 書

東京都市町村公平委員会からの脱退について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年8月8日

提出者 秋川市長 白井 孝

#### 記

東京都市町村公平委員会からの脱退について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成7年8月31日限り、東京都市町村公平委員会から脱退する。

専決第15号

専決処分した秋川流域市町村視聴覚教育協議会からの脱退についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年8月16日

提出者 秋川市長 白井 孝

### 専 決 処 分 書

秋川流域市町村視聴覚教育協議会からの脱退について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年8月8日

提出者 秋川市長 白井 孝

### 記

秋川流域市町村視聴覚教育協議会からの脱退について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成7年8月31日限り、秋川流域市町村視聴覚教育協議会から脱退する。

-----\*-----\*

専決第16号 専決処分した西多摩地域広域行政圏協議会からの脱退についての報告及び承認について [省 略]

専決第17号 専決処分した秋川市・五日市町合併協議会からの廃止についての報告及び承認について [省 略]

専決第18号

専決処分した東京都水道事業の事務の委託の廃止についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年8月16日

提出者 秋川市長 白井 孝

専 決 処 分 書

東京都水道事業の事務の委託の廃止について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年8月8日

提出者 秋川市長 白 井 孝

記

東京都水道事業の事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成7年8月31日限り、東京都水道事業の事務の受託を廃止する。

-----\*-----\*

専決第19号 専決処分した消防事務の委託の廃止についての報告及び承認について

[省 略]

専決第20号 専決処分した秋川市と青梅市との間における伝染病患者の収容および診療に関する事務の委託の廃止についての報告及び承認について

[省 略]

議案第55号

秋川市指定金融機関の指定取消しについて

上記の議案を提出する。

平成7年8月16日

提出者 秋川市長 白 井 孝

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく廃置分合に伴い秋川市指定金融機関の指定を取り消しする必要がある。

秋川市指定金融機関の指定取消しについて

株式会社あさひ銀行について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定による秋川市指定金融機関の指定を平成7年8月31日をもって取消す。